竹 産 第 7 7 号 令 和 7 年 2 月 17 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名	竹原市					
(市町村コード)		(342033)				
地域名	荘野地区					
(地域内農業集落名)	(上赤坂、下赤坂、大橋、末京、亀山、宝器、上大畠、下大畠、扮谷、上葛子、下葛子、 大道、上神田、下神田、砂原、片山谷、松橋、末宗、城之本)					
協議の結果を取り	ましめ 4- 左 日 口	令和7年2月17日				
励職の結果を取り	まとめバに平月口	(第1回)				

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

本地域は主に水稲生産が盛んな地域であり、高齢化による作業人員の減少により、遊休農地の増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

新たな担い手の確保を検討するとともに、農地の集積・集約化に努める。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区均	域内の農用地等面積	- ha		
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	− ha		
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha		

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項									
	(1)農用地の集積、集約化	<u></u> の	 方針							
	市と農業委員及び農地利用進める。			する	ことで、新たな技	旦い	手を中心として農	是地	集積・集約化を	
	(2)農地中間管理機構の流		<u> </u>							
	農地バンクの制度を活用し	、 新	「たな受け手への付け替	えを	進めることがで	きる	よう、機構を通じ	ナニ	農地貸付けを進	
	めていく。									
	(3)基盤整備事業への取組方針									
	一部の農道や水路は老朽			二応	じて地域内で協	議る				
	The second of the second of the			-,-		,,,,, C				
	(4)多様な経営体の確保・	育瓦	 め取組方針							
	市と農業委員及び農地利用	用最	適化推進委員とが連携・	する	ことで、新たな担	旦しい	手を中心として農	是地	集積・集約化を	
	進める。									
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地区内農業者の農作業委託に対する需要はあるが、農業支援サービス事業体がないため、今後新たな担い手										
									新たな担い手	
の呼び込みを行い、事業体を地域で活用できる体制づくりを行っていく。										
	以下任意記載事項(地域の)実	情に応じて、必要な事項	を退	望択し、取組方針	を記	记載してください)			
	☑ ①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化·輸出等		⑤果樹等	
	□ ⑥燃料・資源作物等	V	⑦保全•管理等		8農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他	
	【選択した上記の取組方針]			-	•	•			
	①シカ・イノシシの被害が甚									
	することで侵入防止柵等の	設置	置に取組む。また、ヌート	リア	7の被害が近年 ^は	曽加	しているため、箱	わ	なの設置等に	
	より対策に取組む。	<u>수</u> +	活用し 地域の悪労り	レロタ	の雑せ。笹珊に	女又 と	6 Z			
	⑦中山間等直接支払交付	並で	活用し、地域の展連や人	八岭	が一つ。一日で	? ? ◊	りる。			